

# 点検実施者

防火対象物の用途や規模により、点検実施者が、次のように定められています。

☆延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物

デパート・ホテル・病院・飲食店・地下街など

☆延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの

工場・事務所・倉庫・共同住宅・学校など

☆避難経路が屋内階段1つの特定防火対象物

これらは、資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)が、点検を行なうこととなっています。

☆上記以外の防火対象物

防火管理者などの関係者が行なうこともできますが、消防用設備等は、特殊なものです。専門的な知識・技術のない人が点検を行なっても不備欠陥が指摘できないばかりか、かえってその機能を損なうことも考えられます。確実な点検を行なうためにも、資格を有する点検実施者に行なわせることが望まれます。